

Ⅲ. 助成対象となる費用

- 助成対象となる費用は、妊よう性温存療法及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用です。

※ 入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。

- 令和3年4月1日以降に実施した妊よう性温存療法に要する費用が助成の対象となります。

※ 他制度の助成を受けている場合は、本事業の助成の対象外です。

Ⅳ. 助成対象治療及び助成上限額

対象となる治療	1回あたりの助成上限額
胚(受精卵)凍結に係る治療	35万円
未受精卵凍結に係る治療	20万円
卵巢組織凍結に係る治療 (組織の再移植を含む)	50万円
精子凍結に係る治療	3万円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円

※ 助成回数は、対象者一人に対して通算2回までです。
(異なる治療を受けた場合であっても通算2回までです。)

申請先

<持参の場合>

受付窓口：秋田県健康福祉部健康づくり推進課
がん・生活習慣病対策班（県庁2階）

受付時間：8時30分～17時15分

（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。）

<郵送の場合>

宛先：〒010-8570

秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県健康福祉部健康づくり推進課
がん・生活習慣病対策班

※ 特定記録や簡易書留等、記録が残る方法で送付してください。（郵送料は申請者のご負担ください。）

※ 申請に関することで連絡する場合がありますので、必ず申請書に電話番号をご記入ください。

問合せ先

<助成金の申請手続きに関する問合せ>

秋田県健康福祉部健康づくり推進課
がん・生活習慣病対策班

電話：018-860-1428(直通)

時間：8時30分～17時15分

（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。）



©2015 秋田県だっちゃん

<妊よう性温存療法に関する問合せ>

秋田大学医学部附属病院

地域医療患者支援センター・がん相談支援センター

電話：018-884-6277(直通)

時間：8時30分～17時00分

（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。）

将来、子どもを産み育てることを望む
がん等の患者さんとそのご家族へ

『秋田県小児・AYA世代のがん患者等の 妊よう性温存療法費用等助成事業』

(妊よう性温存療法分)のご案内

秋田県では、
将来子どもを出産することができる
可能性を温存するための妊よう性温存療法や
温存後生殖補助医療に要する
費用の一部を助成することにより、
将来に希望を持って治療に取り組んで
いただけるよう支援しています。



©2015 秋田県だっちゃん

I. 妊よう性温存療法について

妊よう性：妊娠するための機能、妊娠する能力

- がんなどの治療により、妊よう性が失われたり、低下したりすることがあります。
- 抗がん剤や放射線治療に伴い妊よう性に影響が及ぶ前に、妊よう性温存療法(胚(受精卵)凍結、未受精卵子凍結、卵巣組織凍結、精子凍結)により、将来、妊娠する可能性を残すことができます。

II. 助成の対象になる方

- 以下の要件を全て満たす方が対象になります。

- ① 申請時に**秋田県内に住所を有している**方
- ② 対象となる治療の凍結保存時に**43歳未満**の方
※ 治療対象については、各指定医療機関へお問い合わせください。
- ③ **原疾患の治療内容**が以下のいずれかの方

- a. 「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」((一社)日本癌治療学会)の妊よう性低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療
- b. 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん(ホルモン療法)等
- c. 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：
再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群(ファンconi貧血等)、原発性免疫不全症候群、先天性代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等
- d. アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等

- ④ 妊よう性温存療法指定医療機関^{*1}の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊よう性温存療法に伴う影響について評価を行い、**生命予後に与える影響が許容されると認められる方**^{*2}

- ⑤ 妊よう性温存療法指定医療機関から、妊よう性温存療法を受けること及び国実施要綱^{*3}に基づく研究への臨床情報等の提供をすることについて説明を受けた上で、**本事業に参加することについて同意した方**^{*4}

*1 「秋田県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法費用等助成事業実施要綱」に基づき指定を受けている医療機関

*2 子宮摘出が必要な場合など、本人が妊娠できないことが想定される場合は除く

*3 令和4年3月23日付け健発0323第4号厚生労働省健康局長通知別紙「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱」

*4 対象者が未成年患者の場合は、できる限り本人も説明を受けた上で、親権者または未成年後見人による同意を得た方

V. 申請に必要な書類

- 申請には、以下の全ての書類が必要です。

- ① 秋田県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法費用等助成事業申請書(妊よう性温存療法分) **様式第1-1号**
- ② 秋田県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法費用等助成事業に係る証明書(妊よう性温存療法実施医療機関) **様式第1-2号**
- ③ 秋田県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法費用等助成事業に係る証明書(原疾患治療実施医療機関) **様式第1-3号**
- ④ 申請時に秋田県内に住所を有していることが確認できる**住民票**
※ 個人番号の記載がなく、発行から3か月以内のもの

VI. 申請期限

- **妊よう性温存療法に係る費用の支払日の属する年度内に申請してください。**
※ 妊よう性温存療法実施後、期間を置かず原疾患治療を開始する必要があるなどのやむを得ない事情により、当該年度内に申請が困難であった場合には、翌年度に申請することができます。事前にご相談ください。

申請に必要な様式は

秋田県公式サイト「美の国あきたネット」からダウンロードすることができます。



©2015 秋田県だっちゃん

手続きの流れ

証明書(様式第1-2号)を発行

証明書(様式第1-3号)を発行

妊よう性温存療法
実施医療機関

がん等の原疾患治療
実施医療機関

連携

④妊よう性温存療法に伴う影響について評価、治療及び研究事業について説明
⑥妊よう性温存療法



③受診
⑤同意

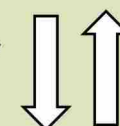


②妊よう性温存療法に伴う影響について評価、妊よう性温存療法実施医療機関の紹介
⑦がん等の原疾患の治療

助成対象者
(妊よう性温存療法を受けた方)

⑧助成事業の申請
⑩請求書の提出

⑨助成決定
⑪助成金の支給



秋田県
(健康づくり推進課)



©2015 秋田県だっちゃん



©2015 秋田県だっちゃん

*** よくあるご質問と回答 ***

Q. 体調不良などにより、妊よう性温存療法を中止した場合は助成の対象となりますか？

A. 実施の意思決定が行われ、排卵誘発剤等の投与が行われた後に、体調不良等の理由でその後の妊よう性温存療法を中止した場合等においては、助成の対象となります。

Q. 胚(受精卵)凍結の場合は、事実婚であっても対象となりますか？

A. 対象となります。